

第2期

すくすくえがお 益城っ子プラン

第2期益城町子ども・子育て支援事業計画

令和2年 3月 益城町



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

益城町では、平成26年度に「すくすくえがお益城っ子プラン（益城町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めています。

この度、上記の計画が令和元年度に計画期間が満了となることから、令和2年度を初年度とする新たな「第2期 すくすくえがお益城っ子プラン（第2期 益城町子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

2 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

| 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第1期計画期間 | 本計画の期間 | | | | | 次期計画期間 |



基本理念

地域の支援の輪の中で、子どもとその保護者が「益城町で子育てができてよかった」、「益城町で子育てがしたい」と思ってもらえるような、子育て支援が充実したまちづくりを目指します。

基本理念

みんなで子育て いきいき親子



基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点

一人の人間として子どもの気持ちや考えを大切にし、常に「子どもの最善の利益」を考慮し、すべての子どもの生存と発達が保障される地域を目指します。

(2) 親とともに町ぐるみで子育てする視点

親の仕事と家庭生活の変化を踏まえて、多様化している親の子育て観（子育てのスタイルや思い）に寄り添い、具体的に支援しながら、地域社会全体での子育てを目指します。

(3) 教育・保育の担い手の量と質を充実する視点

幼稚園教諭や保育士等の量・質の拡充は子ども・子育て支援策にとっての鍵と言える取り組みであり、その待遇改善や質の高い研修、教育・保育内容の充実した魅力ある職場づくり、再就職支援等を進めます。





施策の内容

本計画では、以下の6項目を基本目標として掲げ、子どもとその保護者に向けた様々な取り組みを推進します。

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

- (1) 教育・保育施設の一体的提供の推進
- (2) 教育・保育の質の向上
- (3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保



基本目標2 地域における子育ての支援

- (1) 子どもの居場所の充実
- (2) 親支援の充実
- (3) 経済的支援の充実



基本目標3 子どもと親の健康づくり

- (1) 妊娠・出産の支援
- (2) 子どもの健康の確保
- (3) 健康教育の推進
- (4) 小児医療の充実



基本目標4 子どもと親の心身の健やかな成長のための環境づくり

- (1) 社会全体で子どもを育む教育施策の充実
- (2) 交通安全・防犯体制の強化



基本目標5 仕事と子育てを支える地域社会づくり

- (1) 仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進



基本目標6 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

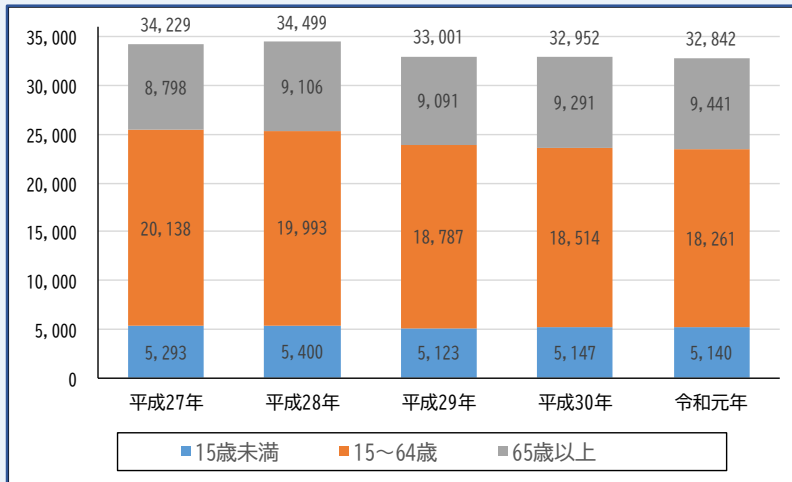
- (1) 児童虐待等の防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実





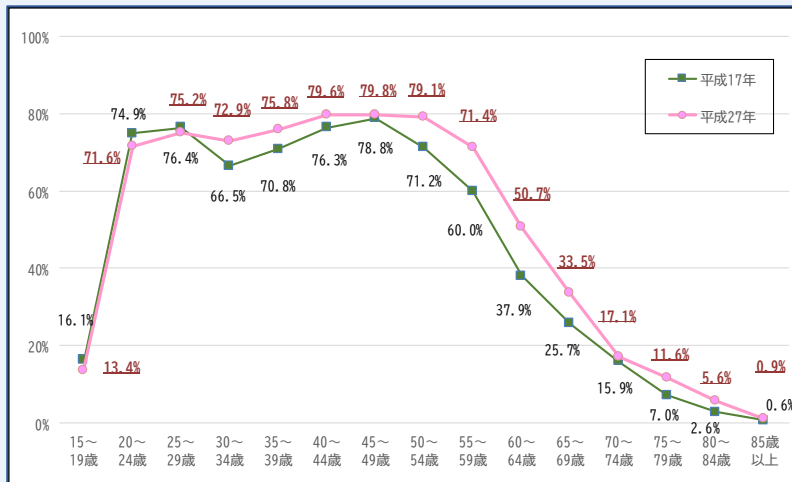
統計資料から見る現状

■人口の推移



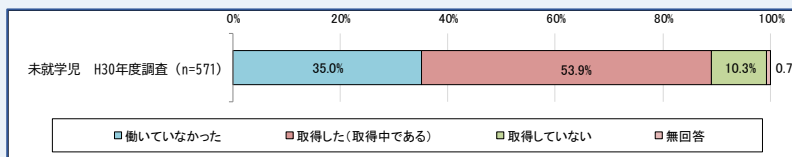
全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本町においても同様の傾向が見られますが、平成28年に起きた熊本地震の影響も大きいと考えられます。震災前の平成27年の総人口が34,229人であったのに対して、令和元年では32,842人に減少しています。

■女性の就労の状況



女性の労働力率は、平成17年と比較してほとんどの年齢層で上昇しています。今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

■母親の育児休業の取得状況（アンケート調査結果より）



母親の育児休業取得の割合は53.9%となっており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透してきていることがうかがえます。





益城町の子育て支援サービス

■教育・保育事業

子ども・子育て支援制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、「1号認定」「2号認定」「3号認定」に分け、保育の必要性を認定した上で教育・保育に要する費用の給付を行う仕組みとなります。

| 認定区分 | 対象 | 利用できる主な施設 |
|------|-----------------|--------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で保育を必要としない | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上で保育を必要とする | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満で保育を必要とする | 保育所 認定こども園 地域型保育事業 |

保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2) 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3) 「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

| 保育を必要とする事由 | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| ①就労 | ②妊娠・出産 |
| ③保護者の疾病・障がい | ④同居又は長期入院している親族の介護・看護 |
| ⑤災害復旧 | ⑥求職活動 |
| ⑦就学 | ⑧虐待やDVの恐れがあること |
| ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること | ⑩その他、上記に類する状態として町が認める場合 |



■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性の認定にかかわらず利用できます。

| 事業名 | 概要 |
|------------------------|---|
| 一時預かり事業 | 幼稚園における通常の教育時間終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業及び、保育所等で保護者の仕事等により就学前の子どもを一時的に預かる事業です。 |
| 延長保育事業 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。 |
| 利用者支援事業 | 教育・保育施設や地域の子ども支援事業等の情報提供や相談・助言等を行う事業又は、母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業です。 |
| 放課後児童クラブ | 保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育相談や助言を行う事業です。 |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、支援を行う事業です。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 |
| 病児・病後児保育事業 | 急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを対象に、一時的に医療機関等で保育を行う事業です。 |
| ファミリー・サポート・センター | 乳幼児や小学生を対象として、児童の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織であり、子どもの預かりを主とした相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 |
| 妊婦健康診査 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度に移行していない幼稚園における副食費を助成する事業です。 |





教育・保育の量の見込みと提供体制

■教育・保育の量の見込みと提供体制

| 事業名 | 見込み／確保 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------------------------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼稚園・認定こども園 (1号認定) | 見込み | 人／年 | 331 | 317 | 294 | 297 | 284 |
| | 提供数 | 人／年 | 383 | 383 | 383 | 383 | 383 |
| 保育所・認定こども園 地域型保育事業 (2号認定・3号認定) | 見込み | 人／年 | 1,251 | 1,196 | 1,149 | 1,150 | 1,119 |
| | 提供数 | 人／年 | 1,272 | 1,272 | 1,272 | 1,272 | 1,272 |

■地域子ども・子育て支援事業の提供体制

| 事業名 | 提供数 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|------------------------|-----|------|------------------------------|-------|-------|-------|-------|--|
| 一時預かり事業 | 提供数 | 人日／年 | 4,605 | 4,605 | 4,605 | 4,605 | 4,605 | |
| 延長保育事業 | 提供数 | 人／年 | 1,272 | 1,272 | 1,272 | 1,272 | 1,272 | |
| 利用者支援事業 | 提供数 | 箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | |
| 放課後児童クラブ | 提供数 | 人／年 | 486 | 526 | 526 | 526 | 526 | |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 提供数 | 人日／年 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 提供数 | 人日／年 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。 | | | | | |
| 養育支援訪問事業 | 提供数 | 人日／年 | 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言を行います。 | | | | | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 提供数 | 人日／月 | 220 | 220 | 220 | 220 | 220 | |
| 病児・病後児保育事業 | 提供数 | 人日／年 | 960 | 960 | 960 | 960 | 960 | |
| ファミリー・サポート・センター | 提供数 | 人日／年 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| 妊婦健康診査 | 提供数 | 人日／年 | 母子健康手帳を交付する際に、受診券を併せて交付します。 | | | | | |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 提供数 | — | 申し込みがあった場合、適切に対応します。 | | | | | |





**第2期 すくすくえがお益城っ子プラン（第2期益城町子ども・子育て支援事業計画）
【概要版】**

編集・発行：益城町 こども未来課
〒861-2295 上益城郡益城町大字宮園 702
Tel : 096-286-3117 Fax : 096-286-4523

